

## 高槻市告示第26号

### 土壤汚染対策法に基づく要措置区域の一部指定解除について

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第4項の規定により、平成24年高槻市告示第48号により指定した要措置区域の一部について、指定を解除する。

平成27年1月20日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 指定を解除する区域  
南庄所町123番1の一部（別図のとおり）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、1,2-ジクロロエタン、シス-1,2-ジクロロエチレン、ベンゼン
- 3 講じられた汚染の除去等の措置  
詳細調査（土壤汚染状況調査の追完）

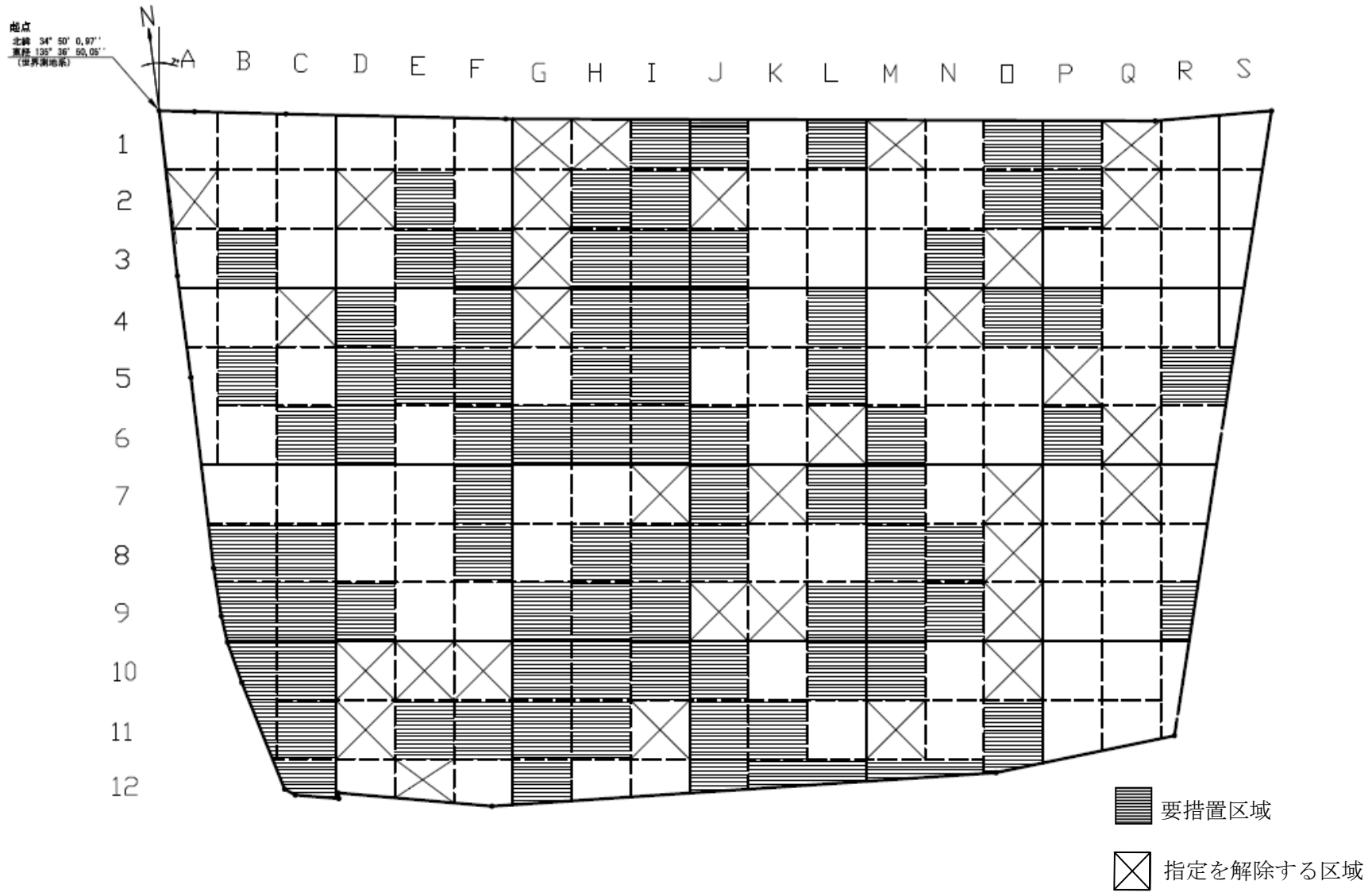


図. 要措置区域